市民提案箱は、日高市長宛てに、皆さんのご提案をお寄せいただく制度です。

別記様式（第２条関係）

いただいたご提案は、市長自ら拝読し、市政への反映に努めています。

**（注意）各所管課の業務に関するご意見・お問合せは直接所管課へご連絡、お問合せください。**

（　　　年　　月　　日）

（〒　　　－　　　　）

フリガナ

氏　名

(Name)

住　所

(Address)

🕿(　　　－　　　　－　　　　)FAX(　　　－　　　　－　　　　) ✉（　　　　　＠　　　　　）

※ご記入いただいた個人情報は、回答の発送や内容等についての連絡のみに使用します。

どちらかをチェックしてください

日高市からの回答 **□ 回答が必要　 　　□ 回答は不要**

※回答が必要な場合は住所・氏名・連絡先を必ずご記入ください。

どちらかをチェックしてください

市ホームページでの公表 **□ 公表してもよい　 □ 公表不可**

※匿名や個人が特定できる内容、回答が不要の案件については公表しません。

**【裏面の注意事項をご確認の上、ご提案を記入してください**(Please write your suggestions.)。**】**

**（件名） 　　　 　　　　　　　　　 　　　　について**

・具体的にご提案をお書きください

問合せ先

　日高市市政情報課

広報・市政情報担当

☎042－989－2111

|  |  |
| --- | --- |
| 現状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 提案　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 効果　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 |



市ホームページ

※書ききれない場合は、任意の用紙に記入して添付してください。

※この用紙は市ホームページからダウンロードすることができます。

※市ホームページからもご提案いただけます。

注意事項

１　市政に関するご提案をお書きください。

２　緊急を要するものや、既に回答した内容に対する問合せ、各所管課の業務に関する質問については、直接、所管課へご連絡・お問い合わせください。

３　次のものについては、お受けできません。

(1) 特定の個人又は団体をひぼうし、中傷し、又は差別するもの

(2) 営利又は営業を目的とするもの

(3) 宗教に関するもの

(4) 公序良俗に反するもの又は趣旨が不明確なもの

(5) 直ちに応答等を行うことにより、提案等への対応を終えることができるもの

(6) 特定の個人又は団体に対する個別の対応を必要とするもの

(7) 特定の個人又は団体の活動、社会情勢、国際情勢等に対する個人的な見解その他市政に直接関係しないもの

(8) (1)～(7)のほか、市政への提案箱制度の趣旨に反すると認められるもの

４　回答が必要な場合は、氏名及び連絡先を必ずご記入ください。

※連絡先は、内容等に関する問合せや市からの提案者への回答のために使用することとし、この目的以外には使用しません。

※お寄せいただいたご提案・ご意見が本市以外の所管事項であると判断される場合は、日高市から担当の行政機関に内容・連絡先等をお伝えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

５　回答は、その内容を担当する所管課が調査対応を行い、提案者にご連絡いたします。提案内容によっては回答に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

６　次のものについては、回答できません。

(1) 提案者が回答を希望しないもの

(2) 氏名及び連絡先が未記入のもの

(3) 一度回答した内容について、同じ提案者から再度同趣旨の提案があったもの

(4) 本市が提案内容について争訟中であるもの

７　広く市民の皆さんにお知らせするため、いただいた提案等の要旨等とそれに対する回答を市ホームページでご紹介させていただくことがあります。

８　次のものについては、市ホームページで紹介しません。

(1) 提案者が掲載を希望しないもの

(2) 提案内容等から特定の個人を識別され、又は識別されるおそれがあるもの

(3) 既に同趣旨の提案等があり、それに対する回答を掲載しているもの

(4) 個人や法人の権利、競争上の地位や正当な利益を害するもの